

条例議案
8件を可決

交通災害共済事業を廃止
教育センターの設置など

今定例会に市長から新たな条例制定の議案二件、条例の一部を改正するための議案五件及び交通災害共済事業の廃止に伴い関係条例を整理するための議案一件が提出されました。

議会では審議の結果、鎌倉市職員の再任用に関する条例の制定など二件の議案を多数の賛成で、その他の議案については総員の賛成で原案を可決しました。

主な議案の内容と審議内容は、次のとおりです。

◎鎌倉市職員の再任用に関する条例の制定

本格的な高齢社会の到来や年金制度の改正の社会背景を受け、六十歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくため、定年退職者が公務員において培った知識や経験を活用する新たな再任用制度が地方公務員法等の改正により創設されました。これに伴い、本市においてもこの制度を導入するもので、定年等で退職した職員を六十歳以降に従前の勤務実績に基づいた選考により、常時勤務または短時間勤務の職に再び採用しようとするものです。

◎鎌倉市教育センター条例の制定

国の教育改革により自主性・自律性を持った教育活動の実践を求められている学校への支援強化と、児童生徒や青少年、保護者等を対象とする相談体制の整備を図るため、現在の教育研究所及び青少年相談センター等

の業務を統合・充実し、新たな教育機関として鎌倉市教育センターを設置するために必要な事項を定めようとするものです。

議会では、制度の導入趣旨は理解するものの、再任用職員に適用される給料表にこれまでどおり一般職と技能労務職の給料月額に区別が設けられていない状況は容認できないなどの意見がありました。両議案とも、賛成多数で原案を可決しました。

◎鎌倉市交通災害共済事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

民間の保険制度の充実等により加入率が減少している交通災害共済事業について、平成十三年度をもって廃止するため、関係条例の廃止及び一部改正を一括して行おうとするものです。

議会では、交通災害共済事業の廃止に至る経過を踏まえ、総員の賛成で原案を可決しました。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

文化・レクリエーション機能の向上と良好な都市環境の形成を図るため、鎌倉芸術館周辺地区地区計画を都市計画決定したことに伴い、当該整備計画区域を本条例に基づく適用区域とするともに「建築物の用途の制限」など当該区域における建築物に関する制限事項を規定しようとするものです。

議会では、今回の改正が地区計画の実効性を高めようとするものであることから、総員の賛成で原案を可決しました。

◎鎌倉市長の資産等の公開に関する条例「鎌倉市職員の給与に関する条例」

「鎌倉市手数料条例」の一部改正の議案を総員の賛成で可決しました。

市道の廃止・認定

今定例会に提出された市道路線の廃止及び認定に関する議案並びに九月定例会で継続審査となっていた二路線の廃止及び認定について、審議の結果、いずれも総員の賛成で原案を可決しました。

◇市道路線の廃止

廃止しようとする路線のうち、継続審査となっていた山ノ内字明月谷一八九番地先の路線については、市道の廃止に伴う交通問題に関して解決の方向が見いだされたとの判断から、また、今定例会に提出された四路線についても、現在一般の通行の用に供されていないため、それぞれ道路法の規定に基づき廃止しようとするものです。

◇市道路線の認定

認定しようとする路線のうち、継続審査となっていた玉縄三丁目五九〇番一地先から玉縄三丁目五九一番一地先に至る路線については、本市道の認定が背後の山林開発に直結するのではないかという懸念が解消されたこと

全協報告

調停成立へ
—市民農園用地—

今定例会前の十一月三十日に議会全員協議会を開催し、市から「鎌倉市二階堂字獅子舞五八四番二外一筆の土地に係る民事一般調停について」の報告を受けました。平成八年度に、鎌倉市土地開発公社（以下、公社）が市に代わって取得した二階堂の市民農園用地をめぐる、議会では、これまでさまざまな角度から質疑を行ってきました。市長は、報告に当たって、公社に対して監督責任を有する設立団体の長として、公社が調停委員会の判断を受け入れ、早期に解決を図ることが望ましいとの見解を示しました。

【報告概要等】

平成十二年十一月に旧土地所有者から、本件土地の売買は租税特別措置法上の特別措置が受けられることが前提であったなどとして、公社を相手方とした損害賠償請求内容とする民事一般調停が申し立てられた後、八回の調停が行われ、平

成十三年十一月六日に行われた第八回調停で、調停委員会の判断が示され、申立人側と公社側がこれを了承したため、同月八日付けでこの判断と同じ内容の調停期日調書を受領したとしました。同調書は、本件土地の譲渡に係る所得税及び地方税の本税部分については申立人ら及び相手方（公社）双方に過失があったとし、その割合は双方二分の一とすることが相当であると思料するなどの内容のもので、十二月四日の調停委員会において申立人、公社立ち会いの下、調停が成立する予定であるとともに、一連の不適切な事務処理を反省し、公社のあり方についても今後具体的に検討していくとしました。

報告の後、議員からの和解金の支払いについての質疑に対し、公社が支払うこととなるが、公社に実質的損失がないよう関係者に補てんを求めるとしました。

編集後記

二十一世紀開幕の二〇〇一年は、米国における同時多発テロ事件により、「戦争の世紀」と言われた二十世紀を継承してしまふ危険さを感じました。経済不況でのリストラ・倒産、失業率も五・五％となり、それだけに新年を迎えて、政治に対する期待と希望は大きなものがあるのでは、と感じております。

陳情2件を不採択

議会では、いずれの陳情についても願意を認めたいとして、総員により不採択としました。

◇鎌倉市役所の市民職員と非市民職員の割合の適正化についての陳情

本陳情の要旨は、本市職員の約六〇％が市民でないために行政運営のさまざまな分野において支障を来すおそれがあるとして、市民職員と非市民職員の割合を適正にすることについて議会の尽力を願うものです。

音声版・点訳版「議会だより」のご案内

市議会では、ボランティア団体のご協力により「議会だより」の音声版（収録テープ）と点訳版を作成し、発行しています。ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。

☎0467(23)3000 内線448番

議会広報委員会

- 委員長 中村聡一郎
- 副委員長 三輪裕美子
- 委員 大石 和久
- 委員 高橋 浩司
- 委員 小田嶋敏浩